

平成29年度

第3回八代市行財政改革推進委員会 会議録  
(平成29年11月20日開催)

平成29年12月8日作成

八代市行財政改革推進委員会会長

長谷川 勉

(署名または記名押印)

## 平成29年度第3回 八代市行財政改革推進委員会会議録

開催日時	平成29年11月20日（月） 午後1時30分～午後3時00分
開催場所	八代市役所鏡支所 3階大会議室
出席委員	長谷川 勉（会長）、西崎 徳彦（副会長）、川井 健次、坂口 浩昭、 徳田 武治 <span style="float: right;">以上5名</span>
欠席委員	澤田 道夫、山中 俊夫、吉住 健一 <span style="float: right;">以上3名</span>
事務局	（企画振興部） 部長 宮村 明彦 （企画政策課） 課長 田中 孝、課長補佐 西村 一章、副主幹兼係長 橋口 伸一 主任 萩本 誠子、主任 松田 昭男、主任 吉永 昇平 （財政課） 副主幹兼係長 吉永 千寿
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 会議次第</li> <li>■ 資料1 第三次行財政改革大綱（案）</li> <li>■ 資料2 第三次行財政改革大綱（案）用語解説</li> <li>■ 資料3 第三次行財政改革大綱 策定スケジュール</li> </ul>
公開の状況	公開
傍聴	一般傍聴者：なし 報道機関：なし
議事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会</li> <li>2. 会長あいさつ</li> <li>3. 議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）第三次行財政改革大綱（案）について</li> <li>（2）その他</li> </ul> </li> <li>4. 閉 会</li> </ol>

## ■議事進行・発言要旨

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議題

#### (1) 第三次行財政改革大綱（案）について

(質疑応答)

委員：市政協力員と地域協議会（まちづくり協議会）の今後の関わり方について、市としてはどのように考えているか。昨年熊本地震の際、各町内では、市政協力員が中心となって現場を仕切ったり、一方でまちづくり協議会の役員が中心となって仕切ったりする場面も見られた。そうなってくると、相互がぎくしゃくする場面も想定される。一度市政協力員を廃止するという動きもあったが、その後市政協力員は存続することになったという経緯もある。どうい立場が優先するのかわかりさせないと、今後も混乱を招くことを心配している。

事務局：市政協力員の皆さまも、その多くがまちづくり協議会の中で、共に地元のまちづくりに尽力されているという現状もある。今後の関わり方については、これまでの課題を整理のうえ、検討中である。詳細は所管課に考え方を確認のうえ回答させていただく。

委員：市政協力員は市長の委嘱を受けた立場であり、まちづくり協議会の役員は一步引いたりする（市政協力員に遠慮する）。一方で「地域のことは地域協議会が中心となって」ということも言われており、そのあたりのバランスがうまく取れない場面が多々見られる。懸案事項として取り扱っていただきたい。

委員：7ページに自主財源比率のグラフがあり、八代市は類似団体平均を下回っている。一方で9ページを見てみると、類似団体比較を大きく上回っている。類似団体の選び方についても色々な考えがあると思うが、その中でうまくいっている団体があるのであれば、そこで行われている取組みを取り入れて改革してみてもどうかと思うが、そのようなものはあるか。

事務局：まず類似団体平均と八代市の比較について、その差に対する考え方について説明する。類似団体は、平成28年度の時点では29団体ある。人口規模と産業構造の規模が似通っているということで分類されているが、実際、面積や地理的条件は異なっているうえ、定期的に構成団体は変わるため、あくまで比較する上での目安の1つである。

自主財源については、類似団体との比較の中で、平均値より低くはなっているが、比較して低いからといって状況が悪いということではないと考えている。八代市はこれまで交付税など国からの依存財源に大きく左右される財政構造であることから、その割合が他の類似団体と比較すると高いということが要因の1つであったと考えられる。今後、そうした依存財源に大きく左右されないよう、自主財源のさらなる確保を目指す必要があると考えている。

市債については、「単なる借金」と考えれば少ない方がいいが、そうではなく、施設や道路の整備といった将来も残っているような投資的事業を行うための貴重な財源であり、有効な財源であると考えている。言い換えれば、将来八代市を良くしていくための「先行投資」ともいえる。そのためには単年度の税収では返済できないため、一旦借りたうえで、その後10年～15年をかけて、単年度の返済分をその年の税収で返していくという流れになる。ただし、標準財政規模に対する市債残高が、ある一定割合を超えてしまうと、財政運営上赤信

号になるという基準が設けられているので、その基準を超えないように、償還元金を超えない範囲で市債を発行するなど、投資による効果を見込みながら、計画的な市債発行に努める必要があると考えている。

委員：八代市として、他の類似団体より、積極的に投資をしているのだということが、もう少し分かるように記載してみてもどうか。

委員：今まで投資してきたものについて、どのような事業のために市債を発行してきたか、具体的に記載してみてもどうか。そうすれば、それは投資する価値があったと、読む側にも伝わりやすいと思われる。そのような事業はあるか。

事務局：今まで道路整備や施設整備に充ててきたが、特に重視して行ったものとして、学校耐震化がある。文部科学省の設けた基準を満たすために、道路整備等に優先して実施をしてきた。その中でも、市債全体の残高が増えないように配慮を行ってきた。

委員：類似団体 29 団体はどこか。また、人口構造と産業構造以外にも基準を設けて、比較対象を絞込んでみてはどうか。例えば九州圏内のみとの比較にしたり、都城市のような経済効果が出ている都市が入っていれば、その都市との比較にしたり、逆にあえて外したりと、経済的観点での比較なのか、住みやすさという観点からの比較なのかを明確にして対象を絞り込んでどうか。国に出す報告書であれば、国が決めている 29 団体との比較で問題ないと思うが、市民がみたときの比較資料としては不十分ではないかと考える。

事務局：平成 27 年度時点の類似団体は、下記のとおり。これに八代市を含めて 29 団体となる。都城市は類似団体には入っていない。

都道府県	市町村
北海道	北見市
宮城県	石巻市、大崎市
山形県	鶴岡市、酒田市
栃木県	那須塩原市
埼玉県	深谷市、朝霞市、富士見市
千葉県	成田市
東京都	武蔵野市、小金井市、国分寺市、東久留米市、多摩市
愛知県	稲沢市
大阪府	守口市、門真市
鳥取県	米子市
岡山県	津山市
愛媛県	西条市
佐賀県	唐津市
長崎県	諫早市
鹿児島県	鹿屋市、霧島市
沖縄県	沖縄市、うるま市、浦添市

事務局：比較対象については、例えば九州圏内のみ絞り込むのか、あるいは特定の市に絞り込むかといった方法があると思われるが、なぜそうするのか、なぜその団体を選んだのかという理由付けも必要となる。

委員：なぜこのグラフを出したのか、グラフを通して何をいいたいのか、目的をはっきりさせる必要があると考える。9 ページの市債のところであれば、どんどん投資していくということなのか、市債を抑制していくということなのか、市としての考えをはっきり書く必要がある。

事務局：ご指摘のあった9ページについては、主にどういった事業のために市債を活用してきたかを記載するとともに、八代市としての考え・目指す方針を記載するように修正する。また、他の統計指標の部分についても、市としてどういう方向に向かって取り組んでいくのか、本市としての考えを記載するように見直しを行う。

委員：行政評価システムについて、第二次大綱ではシステムの「定着」を目指していたが、第三次大綱では行政内部で「定着」はしたことから「結果の有効活用」を目指すという説明があった。市の取り組みが、効率的で効果的かどうか、内部だけで評価するには限界があると考えている。そこで、外部の委員などの厳しい意見を踏まえて、内部の事務改善につなげていくという手法が取られる。行政評価システムの内部評価には、「自分で課題を見つけ、それを認めたくて改善していく」という「自浄作用」という面があるが、これが八代市の組織の中に本当に定着したのか検証し、その結果の活用を目指すというところまでできているのか伺いたい。

事務局：行政評価を進めながら、ある程度のシステム定着は図れたと考えつつ、その結果の活用がうまくできていないと認識している。評価した結果を、例えば予算や人員配置などにどのように生かすのかについて課題があると考えている。本当の意味での「定着」というのは、まだ先の段階であると考えており、予算や人事、その他事務改善に、評価結果を活用できる状態になったときであると認識している。そうした課題の解決を第三次の行財政改革で図りたいと考えている。

委員：外部評価について、外部の委員を入れてという意見もあったが、今後どうするかはまだ決めていないのか。

事務局：現在、パブリックコメント（意見募集）という形で外部評価を行っているが、やり方にはまだ課題があると認識している。事務事業評価自体、内容が細かすぎて、市民にとって理解しづらいという声もある。できるだけ意見を出してもらえるよう、やり方を模索しているところであるが、事務事業の1つ上の段階（施策評価）での評価方法などについても今後検討が必要であると考えている。

委員：SNSの活用による情報発信について、正式な案内文書を送って返事がない場合、郵便で出した場合は、確認をしていない宛先人が悪いと考えるが、無償のSNSで案内を送った場合、見落とした宛先人は悪いとせず、無償のSNSで送られた案内は公式な案内ではない、SNSで送った差出人が悪いと考える人もいる。スピードを重視するのであればSNSを使って情報を発信したいところだが、大事な情報の発信はまず文書や市報など皆が確認できる方法でしておかないと、SNSを扱えない人にとって、「自分は扱えないから情報を知らなかった、情報を得た人に比べて不利になった。」という不満につながる事態も想定される。そうなるとアナログの手法とデジタルの手法を同時並行でやる必要があるが、手間も時間もかかり、非常に難しいテーマになると思われる。情報弱者を切り捨てることにならないように注意する必要があると考える。

事務局：先ほど事務事業評価の外部評価をパブリックコメントという形で実施していると説明申し上げたが、事業をホームページに掲載したところ、アクセス数が少なく、こんなに見てくれないのかと痛感をしたということがあった。1つ1つの事業を見もらうためには紙媒体の方がより有効であり、紙媒体の庁舎等への設置とホームページでの公開という形で二重の

作業も出ている。委員がご指摘のとおり、難しさを感じているところであり、やり方を見直す中でも、注意しなければいけないところであると認識している。

委員：第三次行財政改革大綱案の 2 ページ目、3 ページ目にこれまでの効果額が記載されているが、今後の効果、計画額については、いつの段階で、どういった取組みに対して計上されるのか。

事務局：今後、大綱案をもとに具体的な取組みを各課に照会、ヒアリングを行ったうえで、実施計画を策定する予定。効果額については、具体的な取組み項目の中で、計上可能な取組みに対して効果額を設定し、それらを積み上げたところで全体の効果額を計上する予定。

委員：実施計画を策定してはじめて効果額の計画が出るということで理解した。数値というものは、取組みの結果・成果を図るうえで有効なので、実施計画に取り入れてほしい。

委員：第三次行財政改革大綱案の P21 「①コミュニティ活動の活性化」の中に、「さまざまな地域課題や社会解決の解決に向けた取組みに対し、財政的・人的支援の拡充を図る」と記載されているが、2 年ほど前に参加した地域協議会に関連する会議の中で、地域の人たちの意見として、「昔は地域活動や公民館活動に市から色々補助金があったが、地域協議会が設立した場合は、自主運営ということで、支援の拡充どころか、切捨てになるのではないか。」というものがあつた。また、地域ごとに地域協議会ができたことから、財源なども画一的なものではなくなる。積極的に収益事業を推進するところもある一方、従来の公民館活動のような活動に限られるところもあり、格差が生まれるという疑念もその当時持っていた。それから 2 年程度経過しているが、どのような財政的な摩擦が生じているのか伺いたい。

委員：現場で地域協議会に携わっているが、財源がないことから、「できるときに、できることを、できる範囲内で」事業をせざるを得ない状況にある。大きなイベントをする際、事業所に協賛金をお願いすることもあるが、半強制的になってしまう部分もあり、不平・不満が出ているところもある。旧八代市と旧 2 村 3 町との間にも格差はあるという声もある。

委員：現場では様々な問題があると思われるが、大綱は改革を進めるうえでの方針であることから、記載としてはこの内容で問題はないと思われる。しかしながら、こうした問題があるということは市も十分把握していただきたい。

委員：「支援」が言葉だけのものにならないようにしていただきたい。どのような措置を計画しているのか。

事務局：所管課に確認のうえ回答させていただく。

会長：大綱案について、本日指摘があつた内容を修正のうえ、パブリックコメントに付してよいか。

委員：了承。

## (2) その他

次回の会議は、平成 30 年 2 月中旬開催予定。

## 4. 閉会

## ■補足回答

質問 : 市政協力員と地域協議会（まちづくり協議会）の今後の関わり方について、市としてはどのように考えているか。

回答 : 市政協力員は市長の委嘱によりその職務を担っていただく立場であるとともに、市とのパイプ役でもある。市が推進する各校区の地域協議会の運営や事業推進に、側面的に支援していただく立場であると考えている。（町内会長との立場は分けて考えている。）

また、市政協力員の校区長が地域協議会の会長を兼任されている校区もある。このようなことから、どちらが優先するという明確なものは現在のところはない。

しかしながら、昨年の熊本地震のように、突発的で全市的な対応が各地域でも必要な場合は今後も考えられるところなので、市としても、市政協力員、地域協議会の各役員の皆様の日頃からの連携や協力、ご理解を深めていただき、自主防災組織等を中心に、いざという時の校区における初動体制やその後の動きなどを校区内でご検討いただくことを期待したいと考えている。

質問 : 地域協議会への「財政的・人的支援の拡充」について、現状としてどのような措置を計画しているのか。

回答 : 市では資源回収収集積所管理事業、敬老会事業等を必須事業、その他にも健康づくり推進事業、校区民体育会事業など様々な事業に取り組んでいただいている。

これらの事業の推進やコミュニティセンターの一部管理業務をするために、地域協議会活動交付金、活動活性化補助金、管理業務委託料等を予算化している。また、地域活動を活性化するためにアドバイザーやコーディネーター等の市職員を各地域に配置している。これらの取り組みについては、平成27年度から平成31年度までの5ヵ年計画の「住民自治によるまちづくり行動計画」（後期）に基づき取り組んでいる。

今後支援の推進に向けて、他市の取り組みを参考に検討していきたいと考えている。